

## 災害対策基本法による指定地方公共機関

昭和37年8月18日

告示第460号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一項第六号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

- 一 土地改良法（昭和三十四年法律第九十五号）第五条第一項の土地改良区（第七十七条による土地改良区連合を含む。）
- 二 ガス事業法（昭和三十九年法律第五十一号）による一般ガス導管事業を営む者で、岐阜県の全部又は一部を供給区域とするもの及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）による液化石油ガス販売事業を岐阜県内で営むものを総括する協会
- 三 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者で、岐阜県内で営業を営むもの
- 四 道路運送法（昭和三十六年法律第八十三号）による一般旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業者で、岐阜県内で営業を営む法人並びにそれらを総括する協会
- 五 水防法（昭和三十四年法律第九十三号）第四条の規定により知事の指定を受けた水防管理団体及びそれらの団体を総括する協会
- 六 中部日本放送株式会社 名古屋放送株式会社 東海テレビ放送株式会社 東海ラジオ放送株式会社 株式会社岐阜放送 中京テレビ放送株式会社 テレビ愛知株式会社 株式会社岐阜新聞社 株式会社中日新聞社 株式会社毎日新聞社 株式会社朝日新聞社 株式会社読売新聞社 株式会社日本経済新聞社 株式会社中部経済新聞社 株式会社産業経済新聞社 株式会社時事通信社 社団法人共同通信社 株式会社日刊工業新聞社
- 七 社団法人岐阜県医師会 社団法人岐阜県歯科医師会 社団法人岐阜県病院協会 社団法人岐阜県看護協会 社団法人岐阜県薬剤師会 岐阜県社会福祉協議会 全岐阜県生活協同組合連合会 日本水道協会岐阜県支部 日本下水道協会岐阜県支部 岐阜県環境整備事業協同組合 社団法人岐阜県建設業協会 社団法人岐阜県警備業協会